

家庭・地域・学校のつながりを一層深め、
協働して地域の宝である子どもたちを育むために
～「公民館を核にした地域づくり」と「地域とともにある学校づくり」を
めざした地域学校協働活動の実現～ (提言)

令和4年7月28日
厚木市社会教育委員会議

目 次

I	はじめに	1
II	第1部「総論」	3
	1 厚木市の社会教育の推移	
	2 市民意識調査・公民館の職員・小中学校のアンケートから	
	3 厚木市教育振興基本計画	
	4 モデル地区公民館の役割と地域学校協働活動推進員の研究概要	
III	第2部「各論」	7
	提言1 地域学校協働活動と学校運営協議会の一体的推進	
	提言2 地域学校協働活動の「総合化・ネットワーク化」の推進	
	提言3 「支援」から「連携・協働」意識への変換	8
	提言4 新たな施策を市民に広げ魅力あるまちづくりを行う	
IV	おわりに	9

I はじめに

終戦後、日本は高度経済成長を遂げる一方、規範意識の希薄化・対人関係能力の低下・学習意欲や体力の低下など様々な問題が指摘され、個々の問題を状況に応じた対処療法で解決しようとしてきた。また、学校・家庭・地域社会が全体的に教育力を低下させる中、本来は家庭や地域社会で果たすべき子どもの育成までもが、学校に期待されるようになってきている。結果、多くの課題を抱えた学校がその役割を果たしきれなくなり、それがまた社会全体の教育力低下を生む、という悪循環に陥ってしまってきた。

そのような中、昭和 59 年に内閣総理大臣肝いりの『臨時教育審議会』が開催され、以後、様々な審議会で、これからの教育の方向性や、学校・家庭・地域社会の新たな役割分担や関係の在り方などが検討されてきた。また、この教育改革に対する考え方をさらに幅広く検討を行うために、その後の内閣総理大臣にも引き継がれ、平成 12 年には私的諮問機関である『教育改革国民会議』から「教育を変える 17 の提案」が作成され、提出された。そして、教育の理念として何を大切にしようとするのか、これからの時代にふさわしい教育理念を国民の共通理解として打ち立てるために、国民全体による教育改革を進めることが重要と考え、平成 19 年に「教育基本法」が改正され、学校・家庭・地域社会など、様々な分野の教育力が重要であるとされた。

その後、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進していくため、平成 25 年に『教育再生実行会議』が発足され、学校・家庭・地域の 3 者をつなげる活動が一過性である時期だけ盛り上がるのではなく、恒常的なものにしていくにはシステム（仕組み）を考えていくことが必要であるということも審議された。また、平成 27 年『教育再生実行会議第六次提言』では連携に加えて地方再生（コミュニティの再生）やコミュニティ・スクール（以下、C・S）の仕組みの必置も提言された。さらに『新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（以下、地域学校協働活動答申）』で、学校支援から協働へという考えが打ち出されるとともに、C・S と地域学校協働本部が一体となって運営されることが重要であるということが提言された。その目的は学校が「社会に開かれた教育課程」を実現し続けられるよう、学校・家庭・地域が子どもの育ちをめぐる情報・課題・目標（ビジョン）を共有し、当事者意識をもって自律的・効果的に協働し、学校評価などにより共に成果の検証を重ねる PDCA サイクルの仕組みを進めることで、組織的・継続的な教育の質の向上を図れると考えられたものである。

その後、平成 28 年には『ニッポン一億総活躍プラン』で、令和 4 年度までに、全小中学校区をカバーして地域学校協働本部を設置することが閣議決定され、平成 29 年には『働き方改革実行計画』で、同じく令和 4 年度までに、全小中学校区をカバーして地域学校協働

活動を推進することが働き方改革実現会議で決定された。同年には社会教育法が改正され、地域学校協働活動が法律として「定義」されるとともに、「地域学校協働活動推進員を委嘱することができる」こと及びその「役割」も明記された。さらには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、「学校運営協議会委員に地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行うもの等を任命する」とされ、地域と学校が連携・協働していくためのシステムが法的に整備された。また、改正された学習指導要領の中では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を、「学校と社会が共有し、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく。」という、社会に開かれた教育課程の実現を図っていくことが重要と、新設された「前文」に明記されている。

さらに、平成30年には『人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について』という中央教育審議会の答申で、『『社会教育』を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり』の一層の充実が図られるよう、最も代表的な社会教育の実践の場である社会教育施設の在り方について提言された。そこでは、地域コミュニティの衰退が社会全体の課題となる中、今後は、「公民館」に対して、特に住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習を推進する役割や、学習の成果を地域課題の解決のための実際の活動につなげていくための役割、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的な役割、地域の防災拠点としての役割、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携を強化するとともに、地域学校協働活動の拠点としての役割などを強化することがうたわれている。

これら一連の流れを受け、厚木市社会教育委員会では、令和2年度から、地域と学校の一体的推進を図り、地域全体で未来を担う子どもの健全育成を図るために必要なことは何かを審議してきた。今後の持続可能な地域づくりを考えた時に「元気で、楽しく、豊かに、生きがいのある生活」という社会教育の原点といえるキーワードのもと、行政がその役割をしっかりと見極め、施策展開を行っていくことが重要である。そこで、これらを実現していくために必要な方向性と今後検討を行うべき内容を提言という形でまとめた。

なお、本提言書は、第1部「総論」と第2部「各論」で構成し、「総論」ではまず厚木市における社会教育・学校教育の現状や市民の意識を整理し、「各論」では総論で示した改革の方向性を踏まえ、今後厚木市で展開される地域学校協働活動のあり方や今後さらに検討を要する事項を挙げている。

また、審議の際参考にした資料は「関係資料」という形で、別添にしてまとめることとした。

Ⅱ 第1部「総論」

1 厚木市の社会教育の推移

これまで厚木市では、平成18年、森の里と厚木北地区をモデル地区として「地域子ども教室」をスタートさせた。翌年より全地区に拡大し、安心、安全な子どもの居場所づくりや、地域の大人が地域の子どもの育てる土壌づくりを行ってきた。

そして、平成24年度相川小学校において、学校の特色づくりとして学校の教育課程外の『放課後子ども教室』を開設した。さらに、平成26年度相川中学校区（相川中学校・相川小学校・戸田小学校）の3校に学校運営協議会を設置（以下C・S）し、モデル校として指定した。相川小学校においては併せて「学校支援地域本部」を設置したことで文部科学省から「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進校」として表彰されるに至った。その後、市長の提唱する「協働」の精神を受け、平成28年度教育長が全小中学校にC・Sを設置することを明言し、平成29年度・30年度の2年間で全小中学校にC・Sが設置された。

また、家庭教育を支援し、教育力の向上を図るために、平成25年度に社会教育委員会が実践施策として『地域ぐるみ家庭教育支援事業』を提案した。それをもとに、平成26・27年度に森の里地区及び睦合南地区、平成28・29年度に厚木南地区及び依知北地区をモデル地区として指定し、実践を進めた。さらに、その実践の成果や課題を発表し協議するために、平成28年から『地域ぐるみ家庭教育支援フォーラム』を開催している。平成29年度からは全市に広げるため、全地区の公民館において地域ぐるみ家庭教育支援事業を展開してきた。

このように、本市においては地域での活動の整備・家庭教育支援・学校教育支援及び推進と着実に進み始めている。一方これらの連携・協働体制に目を向けてみると、実施されているが、各学校や地域の実情に任されているのが現状で、そこに派生する課題等はこれまで整理されていなかった。また、令和2年3月末に厚木市教育振興基本計画委員会から出された答申（別添関係資料）において、「家庭・地域・学校の協働の推進」が基本方針に、【協働】が計画を支える重点的な取組のキーワードとして掲げられ、家庭・地域・学校の協働による特色ある学校づくりと地域づくりの推進も提言されている。

そこで、これらの組織体制づくりや具体的推進施策の最重要課題として、家庭・地域・学校の協働体制、つまり地域学校協働活動を充実していくことが、大きな使命となっている。

2 公民館職員へのアンケート、学校からの要望及び厚木市民意識調査の結果

厚木市内には15の公民館と1つの分館、市立小学校23校、市立中学校13校がある。提言書を作成するにあたって厚木市社会教育委員会として、地域の社会教育の拠点である「公民館の職員」を対象にしたアンケート、学校からの要望及び厚木市が隔年で実施している「市民意識調査（令和3年度）」を参考に協働意識等について分析することにした。

(1) 公民館職員へのアンケート結果(アンケート質問紙及び回答は別添関係資料 参考)

ア 地域学校協働活動への理解

おおむね全ての公民館において、協働活動の理解を図れているものと考えられるが、人事異動等により、本活動の意義が薄れてしまうおそれもあるため、継続的な研修は必要と思われるという意見も挙げられている。

イ 公民館が求める推進員

地域（公民館）と学校の両側面に精通されている人が望ましいとの回答が多かった。また、積極的に地域や学校の行事と関わり、双方のパイプ役になり得る人との回答もあり。

ウ 公民館事業を推進する上で、期待される効果

地域学校協働活動を実施することで、事業への参加者数の増加、より多くの方との交流、学校・児童・生徒のニーズの把握、学校と公民館の情報共有（連携）、学校を絡めた事業の展開等が挙げられている。

エ 協働活動を行う上での課題

地域役員の負担の増加、地域学校協働活動推進員（以下、推進員）への負担の集中、推進員（人材）の確保、活動に対する周知、ネットワークの構築、地域側の実施体制の整備等の意見が挙げられている。

オ 現在実施している協働活動

協働活動は全ての学校で行われていると回答された。その事業内容は公民館事業（地域子ども教室、学級講座、夏休み体験教室、公民館まつり、文化振興会、体育振興会、コミュニティづくり推進事業）、地区市民センター事業（地域福祉推進委員会）の他、地区によっては学校の清掃活動や除草作業、地区の防災訓練や美化清掃活動、独自の取組みを実施している地区もある。また、この協働活動を行うにあたり、苦勞している点については、地域役員の高齢化や活動を担う人材不足を多くの公民館で挙げている。他には複数団体を兼ねている委員は負担が増えているという意見や、一部の公民館で、学校のニーズが分からないことと回答した公民館もある。これらの活動を行うことで、「地域と学校が相互に協力しあえる関係が構築できる」「相互理解が深まる」「横のつながりが生まれる」「学校の活動がよく分かる」「公民館（社会教育）活動に理解が得られる」など、前向きな意見があった。

(2) 学校からの要望

文部科学省は、学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的な推進を進め、地域総ぐるみで子どもたちを育成していく事が重要であると、平成 29 年度にそれらに関連付ける法整備を行った。それは「地域学校協働活動」を定義し、学校運営協議会と「地域学校協働本部」のスムーズな接続のために「地域学校協働活動推進員」を委嘱し、学校運営協議会委員にするというものである。

厚木市では、平成 30 年度をもって全市立小中学校に学校運営協議会が設置された。当時、全小中学校に学校運営協議会を設置している自治体は、全国的にも珍しく、神奈川県では唯一であった。

全校に学校運営協議会が設置され、小学校長会からは新たな「学校教育の充実進展に関する提言書」が教育委員会に提出された。ここでは、平成 31 年度から「地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）」を配置・育成するようという要望が明記されている。また、令和元年度からは、「地域学校協働本部の設置」「地域学校協働活動推進員の委嘱」「研修の充実」「学校支援ボランティアの育成」が新たな要望として追加されている。

本提言書は、小・中学校それぞれの校長会代表が提言を行うもので、各校長会が作成したものは、事前に内容を共有したものであるため、中学校長会も同様の考えとなっている。

(3) 厚木市民意識調査結果（抜粋）

現在の教育において、どのような取組が重要であるかという質問に対して、「家庭・学校・地域との連携に向けた取組」が、1,603 件中、317 件が重要であると回答。

	全体	家庭・学校・地域との連携に向けた取組	家庭での教育力の向上に向けた取組	学力の向上に向けた取組	体力の向上に向けた取組	子どもの規範意識の醸成に向けた取組	教員の指導力向上に向けた取組	いじめ、暴力行為などの対応	不登校などの対応	その他	無回答
全体	1,603	317	75	79	74	182	250	445	66	54	61
	100.0	19.8	4.7	4.9	4.6	11.4	15.6	27.8	4.1	3.4	3.8

これは「いじめ、暴力行為などの対応」に次ぐ件数となっている。市民の意識が家庭・学校・地域との連携へ向いていると考えられる。

3 第2次厚木市教育振興基本計画

厚木市では、教育基本法第17条第2項に基づき、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた、教育振興のための施策に関する第2次厚木市教育振興基本計画を策定し、令和3年度から実施することになった。

第1章の計画の概要「1 背景と目的」において、「家庭や地域の教育力向上の必要性」や、「未来を担う子どもたちへの願いを家庭・地域・学校が共有しながら、各学校運営協議会において地域の特色をいかした協働活動を進められている」ことが記載されている。

「4 計画の実現に向けて」の「(2) 家庭・地域・学校の協働による特色ある学校づくりと地域づくりの推進」においては、「家庭、地域、学校が教育ビジョンや教育課題を共有し、共に知恵を出し合いながら、より一層協働して学校づくりを進めていくことが必要である」と記載されており、さらに、「子どもの成長を軸として、地域と学校がパートナーとして様々なネットワークづくりを進めるとともに、協働した活動を通して意見を出し合い学び合う中で地域住民のつながりを深め、活力ある地域づくりにつなげていくことが大切」であると掲載されている。

「第2章 厚木市が目指す教育」の「1 計画構成図」では、「基本方針5 家庭・地域・学校の協働の推進」が位置付けられ、家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育みますと、明記されている。ここでは、幅広い層の地域住民、団体などが参画する緩やかなネットワークを形成し、ネットワークをいかした地域学校協働活動の推進が挙げられている。

4 モデル地区公民館の役割と地域学校協働活動推進員の研究概要

地域と学校の一体的推進を研究するために、令和3年度から森の里公民館と依知南公民館を、令和4年度から南毛利公民館と依知北公民館をモデルとし、関係学校（令和3年度は5校、令和4年度は4校）に推進員を配置して進めることとした。各公民館から推進員候補を推薦していただき、教育委員会が委嘱した。

委嘱後は、各推進員・該当公民館職員・該当校担当教職員に対して研修を行い、各推進員の活動は「報告書」を提出していただくこととした。

モデル地区の公民館においては、地域学校協働本部として「協働活動推進員からの情報を地域内（学校）情報として共有」したり、「入手情報の対応」を考慮してもらったりする中で、コーディネート機能を発揮し、多様な活動、継続的な活動が展開できるように研究を推進してきている。

令和3年度は、依知南公民館では月に1回推進員と公民館職員の情報共有会（お茶会）を行い、森の里公民館では、推進員と公民館職員と学校教職員の合同会議を行ってきた。コロナ禍で活動はなかなか進められなかったが、推進員は「知る」という当初の目標に向かって歩み始め、「できるところ」から少しずつ取り組みが始まっている。

特に注目すべきは、この推進員の活動の後ろには、常に公民館の存在があるということである。推進員はコーディネートを専門職とする人たちではないため、公民館の存在は精神的な支えとなっている。具体的には、地域団体を紹介したり、交渉したりする時は一緒に帯同するなどの実践が報告されている。公民館が持っているネットワークや役割が生かされていると考える。

令和4年度になってからは、公民館は地域情報・学校情報を推進員と共に地域づくりにつなげているという実践報告もあがってきている。

Ⅲ 第2部 「各論」

以上のことから、今後の本市の展望として、地域学校協働活動をさらに充実させていくための地域・学校の連携・協働についての具体的な方策を提言する。

提言1 地域学校協働活動と学校運営協議会の一体的推進

地域と学校が協働活動を展開していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有する、つまり、教育課程を介して地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有し、つながることが求められる。

具体的な方策

- 学校と地域をつなげるパイプ役として地域学校協働活動推進員（以下、推進員とする）を各校に配置する。
- 推進員は、市内の全市立小中学校に設置されている学校運営協議会委員となり、学校運営協議会で熟議された「学校情報」や、地域の中で実践されたり話し合われたりする「地域情報」を共有する等の任を担う。
- 各地域に配置された推進員と行政をつなぐとともに、推進員の相談相手になったり、推進員への情報提供をしたりする等、そのリーダー的な存在となる統括コーディネーターを行政内に配置する。
- 市域をいくつかのブロック割にして、各推進員からブロックリーダーを選出し、統括コーディネーターとの連絡・調整等が速やかに行えるシステムを構築する。
- 学校は、社会に開かれた教育課程の実現のために、学校運営協議会での熟議を大切にするとともに地域学校協働活動等の推進を図る。

提言2 地域学校協働活動の「総合化・ネットワーク化」の推進

これまで本市では、各地域に設置されている公民館を拠点として、地域住民の生涯学習の場を提供してきている。様々な活動が展開されてきているが、各団体等が個別に行っているものも多く、これからは活動を総合化・ネットワーク化していくことが求められる。

具体的な方策

- これまで以上に「学校」との強力なネットワーク化を図るために、公民館を地域学校協働本部として位置付け、推進員の活動を支え育てる。
- 公民館は、地域の中で行われている各団体の活動を緩やかなネットワークで結びつけるために、コーディネート機能を担い、学びと社会参画の好循環を促進していく。
- 公民館は、推進員からの「学校運営協議会情報」をもとに、地域住民のさらなる多様な活動と持続可能な活動を提供して地域の活性化を図るとともに、地域全体で子どもたちの成長を支えるという意識の醸成を図るために、既存の事業や講座の位置付けを見直す。

提言3 「支援」から「連携・協働」意識への変換

これまでは地域による学校の「支援」という意識で活動が展開されてきたが、学校との連携体制を基盤に、地域と学校双方向の「協働」意識をもった活動を展開するという、意識の変換が求められる。子どもたちの学びが充実するだけでなく、地域が活性化し、地域住民の学びを広げ、「つながりづくり」「人づくり」「地域づくり」が期待される。

具体的な方策

- 意識を変換し、活動を充実させていくために地域住民・公民館職員・学校教職員等に対しての計画的・継続的な研修会を実施する。
- 推進員は資格を持ったプロではない。推進員同士の情報交換や情報共有を図るとともに、資質向上を図るために定期的に連絡会を実施する。
- 地域と学校がパートナーとして活動していくために必要な推進員を育てたり広げたりしていくために養成講座を開催する。
- 協働活動を通して子どもの学びのみならず、大人の学びにも広がる場の提供を工夫する。
- 「連携・協働」意識を醸成するために、公民館と学校に地域担当などの専門的な立場を新たに配置するように働きかける。

提言4 新たな施策を市民に広げ魅力あるまちづくりを行う

地域学校協働活動や推進員、地域学校協働本部というような名称は、一般的にはなじみのない言葉である。地域と学校の協働体制を推進していくためには、まずは様々な方法を使ってこれらを広く周知していくことが求められる。

具体的な方策

- 市の広報や公民館だよりなどで、「人」のみならず「活動内容」等も広報していく。
- フォーラムや講演会などを通して発表したり紹介したりするだけでなく、参加者がともに活動の主体者となれるような普及啓発活動などの措置を講ずる。
- 中央レベルで地域学校協働活動推進員養成講座を開催し、市域全体の底上げを図る。

IV おわりに

国は平成 29 年に社会教育法の一部を改正し、地域学校協働活動の推進により、地域全体で子どもの成長を支え、地域創生を図る活動を促してきた。こうした動向を踏まえ、厚木市社会教育委員会議では、全体会や小委員会でのべ 11 回に渡る議論や検討を重ねる中で、本提言を作成したものである。

本書で提言した「地域学校協働活動推進員」の配置や「地域学校協働本部」の設置等は、第 2 次厚木市教育振興基本計画にもうたわれている理念・目標を実現していくうえではとても重要な施策である。そして、既に市内全小中学校に設置されている学校運営協議会と一体となった推進を図ることにより、「家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の子どもたちを育む」ためには、なくてはならないものである。

教育委員会としては、本提言書をもとに速やかに予算措置等事業化を図り、社会がいかに変化しようとも、自分の夢や可能性に挑戦し、多様性を尊重しながら、様々な人々と協働してより良い社会を創る、その担い手を育成して行っていただきたいと願っている。

厚木市社会教育委員会議 議長 林 元春